**提案書作成要領**

１　件　名　　学校施設長期保全計画検証支援業務　公募型プロポーザル

２　業務の内容　　別紙　参考仕様書のとおり

３　質問書の提出

　本要領等の内容等について疑義のある場合は、次により質問書の提出をお願い致します。質問書の内容及び回答についてはプロポーザル参加業者全員に通知します。なお、質問がない場合は、質問書の提出は不要です。＜要領１＞

　(1) 提出期限　平成31年2月12日（火）午後5時まで（必着）※閉庁日及び時間外を除く

　(2) 提 出 先　川崎市教育委員会 教育環境整備推進室 長期保全・計画担当

　　　　　　　　〒210-0004　川崎市川崎区宮本町６番地 明治安田生命川崎ビル5階

電　話：044-200-0362(直通)

ＦＡＸ：044-200-3679

　　　　　　　　e-mail ： 88seibi@city.kawasaki.jp

　(3) 提出方法　電子メール、持参、書留郵便のいずれかにより提出してください。

　(4) 回答送付日及び方法　質問書受領後、2月18日（月）（予定）に電子メールにより回答書を送付します。

４　技術提案書提出意思確認書（要領2）の提出

　　本要領等に基づき技術提案書提出の意思について、次により提出をお願い致します。

　(1) 提出期限　平成31年2月22日（金）午後5時まで（必着）※閉庁日及び時間外を除く

　(2) 提出方法　持参、書留郵便のいずれかにより提出してください。

　(3) 提出先　　３(2)と同じ

　(4) その他　　貴社が辞退した場合でも、貴社が不利益な扱いを受けることはありません。

５　技術提案書の内容

(1) 技術提案書は、所定の様式（要領３～６）で作成するものとします。なお、所定の様式以外の使用は認めません。

(2) 提案にあたっては、次の項目に関する事項を所定の様式に記載してください。

　ア　予定管理技術者の経歴及び業務実績等について＜要領４－①＞

　　イ　予定担当技術者の経歴及び業務実績等について＜要領４－②＞

　　　　（予定担当技術者が複数の場合は、複数枚作成すること。）

ウ　業務の実施体制及び業務の実施方針について＜要領５＞

　　エ　課題に対する提案について＜要領６＞

　(3) 配置予定技術者の条件は次のとおりとします。

　　管理技術者及び担当技術者は、学校、庁舎、公営住宅等の保全計画策定に関する業務又は本業務に類似した業務経験を有する者とします。

　(4) 要領４－①、４－②（予定管理（担当）技術者の経歴及び業務実績等）の作成にあ

たっては、以下の事項に留意してください。

　　ア　文字は注記等を除き原則として10ポイント程度以上の大きさとし、必要に応じて記入欄を追加してください。また、今回の業務と同種、類似業務を中心にできる限り詳細に記入してください。

　　イ　実績は現在の会社での実績を記入してください。

　　ウ　業務経歴等、現在の会社名は記載しないでください。

(5) 要領５（業務の実施体制及び業務の実施方針）の作成にあたっては、以下の事項に留意してください。

ア　文字は注記等を除き原則として10ポイント程度以上の大きさとし、所定の様式に収まる範囲で記述してください。枚数は１枚とします。

　　イ　記入にあたっては、要点を明確にし、簡潔に記述してください。

　　ウ　業務の実施にあたり協力業者を用いる場合には、明記するとともに役割を明確化した記載をしてください。なお、管理技術者は提案業者に限るものとします。

　(6) 要領６（課題に対する提案）には、次の課題に関する提案を記載してください。

　　　**課題：学校施設長期保全計画の検証と設備の改修方法について**

**既存の「学校施設長期保全計画」の骨子の維持、「かわさき教育プラン」で掲げている施策「安全安心で快適な教育環境の整備」の実現を前提として、総コスト縮減を図るための事業スキーム及び工事内容の決定手法について、具体的に提案してください。なお、提案に当たっては、長寿命化改修と改築を合わせた事業量・予算の平準化を意識すること、必要となる現行事業検証のために、調査、検討の各方法に触れることとします。**

**また、「学校施設長期保全計画」では居ながら工事を前提としていますが、設備の改修工事を実施するにあたり求められる工事内容の決定手法について、必要となる調査方法に触れた上で、具体的に提案してください。**

　　作成にあたっては、以下の事項に留意してください。

　　ア　提案は、考え方を文書で簡潔に記述してください。

　　イ　文書を補完するためのイメージ図、イラスト等は使用可能とします。

　　ウ　文字は注記等を除き原則として10ポイント程度以上の大きさとし、所定の様式に収まる範囲で記述してください。

エ　枚数は4枚以内とします。

６　技術提案書の提出

　　必ず所定の様式を使用し、次により提出してください。

　(1) 提出部数　10部とし、左上１ヶ所をホチキス止めとしてください。

　(2) 提出期限　平成31年3月12日（火）午後5時まで（必着）※閉庁日及び時間外を除く

(3) 提 出 先　３(2)と同じ

　(4) 提出方法　持参もしくは書留郵便のいずれかにより提出してください。

７　プロポーザル選定委員会

　　技術提案書に関する審議及び当該業務に最も適した提案者の特定は、次に示す委員会　で行います。

|  |  |
| --- | --- |
| 名　称 | 学校施設長期保全計画策定に向けた基本方針策定業務公募型プロポーザル選定委員会 |
| 所掌事務 | 技術提案書の評価及び特定に関すること。 |
| 委　員 | 委員長　　教育委員会事務局教育環境整備推進室長　古内　久副委員長　教育委員会事務局教育環境整備推進室施設整備・調整担当課長　　　　松井　雅樹委員　　　教育委員会事務局総務部企画課長　　　　田中　一平委員　　　教育委員会事務局教育環境整備推進室施設マネジメント担当課長渡辺　雅彦委員　　 教育委員会事務局教育環境整備推進室計画推進担当課長　　　　鈴木　徹 |

８　選定委員会による提案者へのヒアリング

　　次により、提案者による提案内容の説明及びプロポーザル選定委員からの質疑応答を行います。

1. 実施日時　平成31年3月18日（月）　※予定　日時は後日お知らせします。
2. 実施場所　明治安田生命ビル10階　教育委員会会議室

川崎市川崎区宮本町6番地

　(3)　出席者　 管理技術者1名、担当技術者2名までとし、計3名以下としてください。

　(4)　その他　 使用する説明資料は、提出された技術提案書のみとし、新たな説明資料を追加することはできません。また、パワーポイントや拡大したパネルなどの使用はできません。

９　選定方法及びスケジュール

　　選定方法は、別紙、学校施設長期保全計画検証支援業務公募型プロポーザル技術提案書評価基準に基づいて行います。

平成31年2月　4日（月） 　参加申込締切

平成31年2月　6日（水） 　参加資格確認通知書送付

 平成31年2月 12日（火）　 提案書作成に関する質問締切

 平成31年2月 22日（金） 　技術提案書提出意思確認書締切

 平成31年3月 12日（火） 　技術提案書締切

 平成31年3月 18日（月） ヒアリング・審査　※予定（日時別途通知）

 平成31年4月　1日（月）～ 業務委託契約

10　その他

　(1) 技術提案書の作成及び提出等に係る費用は貴社の負担とします。

　(2) 無効となる技術提案書、失格となる提案者

　　ア　技術提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。

　　イ　技術提案書作成要領に指定する技術提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。

　　ウ　技術提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

　　エ　技術提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。

　　オ　許容された表現以外の表現方法が用いられているもの。

　　カ　虚偽の内容が記載されているもの。

　　キ　本プロポーザル方式による業者選定に関して選定委員会との接触があったもの。

　(3) 特定結果の通知

　　　技術提案書を提出した者のうち、当該業務に最も適した提案者として特定された者及び特定されなかった者に対して、書面により結果を通知します。なお、特定された場合であっても、提案内容の履行を保証するものではありません。

　(4) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

　　ア　言語　日本語

　　イ　通貨　日本国通貨

　(5) 契約書作成の要否

　　　要します。

　(6) 技術提案書の取扱い

　　ア　提出された技術提案書は、提出者に無断で使用しないものとします。ただし、特定された者の技術提案書については、本業務に関することに限り、川崎市は使用できるものとします。

　　イ　提出された書類は、技術提案書の審査を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがあります。

　　ウ　技術提案書の提出後、川崎市の判断により補足資料の提出を求めることがあります。

　　エ　提出された書類は返却いたしません。

　(7) その他

　　ア　技術提案書に記載した配置予定の技術者は、病気、死亡、退職等極めて特別な場合を除き変更することはできません。

　　イ　技術提案書の作成のために川崎市において作成された資料は、川崎市の了解なく公表、使用することはできません。

　　ウ　本プロポーザル方式による業者選定は、受託者の選定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。

　　エ　川崎市は、特定された提案者と、後日、当該業務委託契約を締結します。なお、業務内容等は、契約段階において修正を行うことがあります。

　　オ　参考仕様書を添付しているところですが、入札価格の積算にあたり想定業務を　検討したものであり、特定された提案者と業務契約を行う際に協議により確定いたします。

　　カ　参加意向申出書の提出後契約締結までの手続期間中に参加資格を喪失した場合には、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとします。なお、特定された提案者が、参加資格を失った場合には、次順位の者と手続きを行います。

　　キ　概算業務価格（上限）は、約2,500万円（消費税及び地方消費税を含む）を予定しています。また、法律改正に伴い消費税は10％となりますので御注意ください。なお、技術提案書提出時に参考見積書を提出するものとします。